

第2次安芸高田市行政改革大綱

市民の参画と協働による
質の高い行政経営の確立を目指して

平成21年8月 策定



《 目 次 》

策定にあたって	1
第1章 第2次行政改革の背景	
1. これまでの取り組み	2
2. 厳しい財政環境	3
3. 行政を取り巻く環境の変化	5
第2章 基本目標と3つの理念	
基本目標と実施期間	9
理念1 「参画・協働」の推進	11
理念2 「選択と集中」への転換	12
理念3 「経営基盤」の確立	13
第3章 6つの視点（改革のポイント）	
視点1 情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革	14
（1）情報の共有化（透明性の向上）と公正の確保	
（2）市民参画・協働の推進	
視点2 事務事業の大幅な見直しと民間活力を活用する改革	16
（1）施策・事務事業の選択と集中	
（2）民間活力の活用	
（3）高度情報通信技術の活用	
視点3 財政の健全化に徹した改革	19
（1）持続可能な財政基盤の確立	
（2）公益法人等の見直し	
視点4 施設の適正配置と財産の有効活用を促進する改革	23
（1）施設の適正配置	
（2）施設の有効活用と財産の売却等	
視点5 人材育成と行政経営システムを定着させる改革	25
（1）人材育成	
（2）行政経営システムの構築	
視点6 効率的な組織機構の不断の見直しと定員適正化に対応した改革	28
（1）組織機構の合理化・効率化	
（2）定員管理、給与の適正化等	
第4章 改革の推進と進行管理	
1. 改革の推進	30
2. 進行管理等	30

策定にあたって

わが国の経済情勢は、昨年アメリカの金融市場の混乱に端を発した世界経済危機により、外需に依存してきた日本経済も大きな影響を受け、極めて厳しい状況が続くものと予測されています。

また、本市を取り巻く財政環境は、三位一体改革による地方交付税や補助金の減少と税源移譲の不均衡により急激に悪化しています。さらに、合併特例により合併後10年間加算されている普通交付税は、平成26年度から段階的に減少し、平成31年度の加算措置終了時には、現在の予算と比較して単年度で約22億3千万円減額となり、極めて厳しい状況になります。

一方、地方分権の進展により、「自己選択」、「自己決定」、「自己責任」による行政運営と、益々高度化・多様化する住民のニーズに適切に対処していくために限られた行政資源をどう有効に活用していくかという、「選択と集中」の施策展開が求められています。

本市は合併後、市民に対するサービスの維持・向上を図るために、経営という新たな改革の視点に立ち、行政システムの抜本的な見直しを図る中で、財政の健全化を強力に推進してきました。しかし、本市の財政状況が今後さらに厳しくなることに鑑み、「第2次安芸高田市行政改革大綱」を策定し、これまでの取り組みを継続しつつ、新たな課題にも不断に取り組み、本市の将来像を実現させるための長期総合計画の着実な実施を目指します。

この大綱は、市民のみなさんに本市が抱える現実とそれに対する行政改革の取り組みを明らかにするとともに、市職員一人ひとりが自ら原動力となって、「人 輝く・安芸高田」の実現を目指す取り組みの指針とするものです。

第1章 第2次行政改革の背景

1. これまでの取り組み

本市は、平成16年3月1日、6町が合併し誕生しました。

合併後、本市を取り巻く厳しい財政状況や社会情勢の変化等、様々な課題に対応し、地方分権時代にふさわしい協働のまちづくりを進めるために、新たな改革の視点に立った抜本的な改革が求められ、平成17年4月、次の5つの視点からなる「安芸高田市行政改革大綱」を策定しました。

視点1 信頼性の確保

視点2 行財政経営への転換

視点3 地方分権に対応した行政組織体制の確立

視点4 公共施設等の有効活用と適正管理

視点5 事務事業の見直し

さらに、この大綱に基づき、全庁あげて実施計画を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間、それぞれの部局において取り組みを進めてきました。

取り組み実施項目ごとに進行管理表を作成し管理するとともに、年度末において実施結果と翌年度以降の計画を整理してきました。さらに安芸高田市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）においては、ヒアリングを実施し進捗状況を把握するとともに、目標設定や取り組み手法等を指示し、実施計画のローリングを行ってきました。その結果、平成20年度までの4年間における改革による効果額は、主たるものの合計で25億1千5百万円になりました。

なお、平成21年3月末現在における取り組み状況は、次のとおりです。

《平成17～21年3月末までの進捗状況》

全実施項目数	145
終了、統廃合項目数	50
継続実施項目数	95
// うち重点項目	34

*同じ項目であって各部署で個別に取り組んでいるものもある。

安芸高田市行政改革推進本部

地方分権の進展や厳しい財政状況の中にあって、簡素で効率的な行政体制の確立を目指し、自主的かつ効率的な行政改革の推進を図るために設置された組織。

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、主に行政改革大綱の策定やその実施、評価などの事項を所掌。

2. 厳しい財政環境

地方自治体においては、税源移譲により地方税が増加したものの、それを上回る地方譲与税及び地方交付税の減少により、歳入財源の安定した確保が困難な状況になっており、地方自治体の財政はより一層厳しくなるものと推測されます。

また、今日の世界的な経済危機の拡大により、わが国の経済は、極めて厳しい状況が続くものと予測されています。

本市は、合併以前の旧町において、国の景気浮揚策にあわせ多額の地方債を発行し、施設、道路・河川・上下水道の整備などの社会資本の充実に努めてきました。

また、合併直前には、旧町とも投資的事業が集中的に実施され、地方債残高をさらに累増させました。この結果、起債償還額が年々増加し、現在の公債費は市税収入をはるかに上回る額となっております。

こうした中で本市の財政構造は、急速な少子高齢化対策に伴う社会保障費の増大や公債費の増加等により、益々硬直化しつつあります。

合併後においては、行政改革大綱、実施計画及び集中改革プランに基づき、「経営」の視点を重視し、手数料・使用料の見直しなどによる歳入の確保や、人件費、物件費、普通建設事業費等の抑制による歳出の削減を進めてきましたが、これらの取り組みを上回る速度で財政状況が悪化しているのが実情です。

本市の平成20年度末の財政調整基金現在高は約11億円（市民一人当たり約34千円）、地方債残高は約324億2千万円（市民一人当たり約982千円）となっております。

ちなみに、平成20年度決算に基づく本市の財政指標は、次の表のとおりとなっており、財政構造の判断基準とされる数値は警戒を要する水準からかなり危険な水準へ向かいつつあります。

今後も税収の大幅な好転は見込めないばかりか、本市の歳入に占める最も大きな財源である普通交付税は、現在、合併特例により加算措置がなされていますが、合併11年目の平成26年度からこの措置が段階的に縮小されます。そして加算措置終了後の平成31年度には、現在と比較し単年度で約22億3千万円の減額が想定され、依然として厳しい財政環境になることは必然的です。

《平成20年度決算に基づく財政指標数値》

指標名	数 値	H20	(参考)			
			H19	H18	H17	H16
経常収支比率		91.9%	95.7%	94.7%	94.7%	94.4%
公債費負担比率		26.3%	25.2%	24.9%	24.2%	22.7%
実質公債費比率		19.3%	19.2%	—	—	—

また、地方分権の進展に伴い、これまで以上に「自己選択」「自己決定」「自己責任」が重視されることになる中、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）」が公布されました。本市においても財政の健全化を進めるための新しい法制の時代を迎えたことを念頭に置き、一般会計などの財政運営及び公営事業等の経営を総点検し、直ちに改善に取り組んでいくことが急務となっています。

「住民と行政が奏でる協働のまちづくり」をすすめる、「人 輝く・安芸高田」を実現させるためには、将来世代である子どもたちに安易な負担の付回しをしない財政の健全化が必要不可欠です。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために、地方財政法で設置が義務づけられている基金。決算剰余金（決算において、収入済額が支出済額を上回った場合の差額）が多い時は多く積み立て、財源不足時に取り崩すことで、財源の調整を行うもので、いわゆる市の預貯金。

地方債

市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもので、いわゆる市の借金。

公債費

市が借金の返済にあてる費用。

普通交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財政不足額から算定して国が交付するもの。

経常収支比率

財政構造の弾力性を比率で示したもので、収入に対して人件費や公債費といった毎年必ず出て行くお金がどのくらいの割合になっているかを示す値。80%を越えると警戒水準と考えられており、本市の場合、平成20年度決算に基づく数値が、91.9%となっている。

公債費負担比率

歳入のうち一般財源に占める公債費充当一般財源の割合を示すもので、15%を超えないことが望ましいとされている。本市では、平成20年度決算に基づく数値が、26.3%となっている。

実質公債費比率

一般会計、特別会計などを含めた公債費の比率で、実質公債費比率が18%以上25%未満の団体は、地方債の発行に際し、国または県の許可が必要。（公債費負担適正化計画の策定を前提に一般的な許可基準により許可。）

本市は、平成20年度決算に基づく数値が、19.3%となっており、起債許可団体となっている。

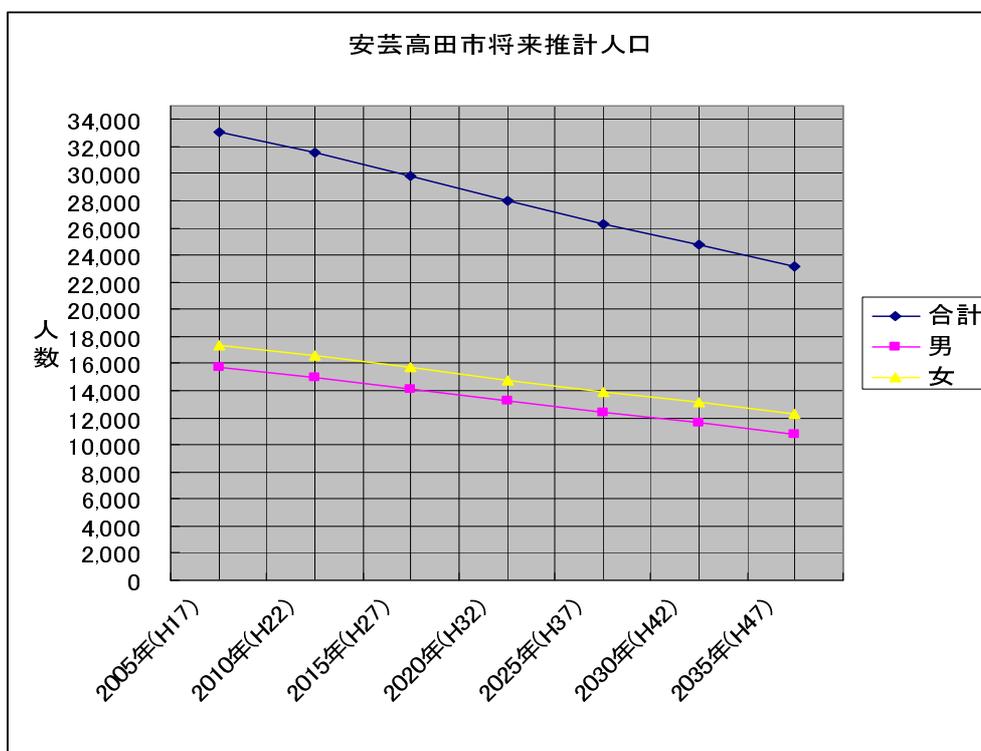
地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方自治体の破綻を早い段階で是正するため、普通会計だけでなく、特別会計等の経営状況も含め、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率の議会報告及び公表、平成20年度決算から、国の定める基準を超えると、自主的な健全化の改善努力による早期健全化団体に、さらに悪化すると国等の関与を余儀なくされる財政再生団体となり様々な厳しい制約を受け、早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準以上となった場合には財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなった。

3. 行政を取り巻く環境の変化

(1) 人口の減少さらに進む少子高齢化

平成17年の国勢調査の結果によると、国の総人口は、約1億2,776万8千人で、前年10月の推計人口を約2万2千人下回っていることが判明しました。このことは、わが国が人口減少社会に突入したことを示しています。同調査の本市の人口は、33,096人で5年前の平成12年の数値と比べると1,343人（△3.9%）減少しており、次の資料のとおり、今後さらに少子・高齢化が進み過疎化に拍車がかかると推察されます。



総数	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)
合計	33,096	31,518	29,784	28,000	26,311	24,721	23,112
男	15,766	14,946	14,092	13,219	12,396	11,612	10,816
女	17,330	16,572	15,693	14,781	13,915	13,109	12,296

国立社会保障・人口問題研究所 日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）

人口減少は、同時に生産年齢人口を減少させており、経済成長に対しマイナス影響を与えるとともに、市税の減収につながり、また、高齢人口の増加は、年金、医療及び介護等の社会保障費の増加につながるなど、人口の増減は財政事情に大きく影響を与えることとなります。

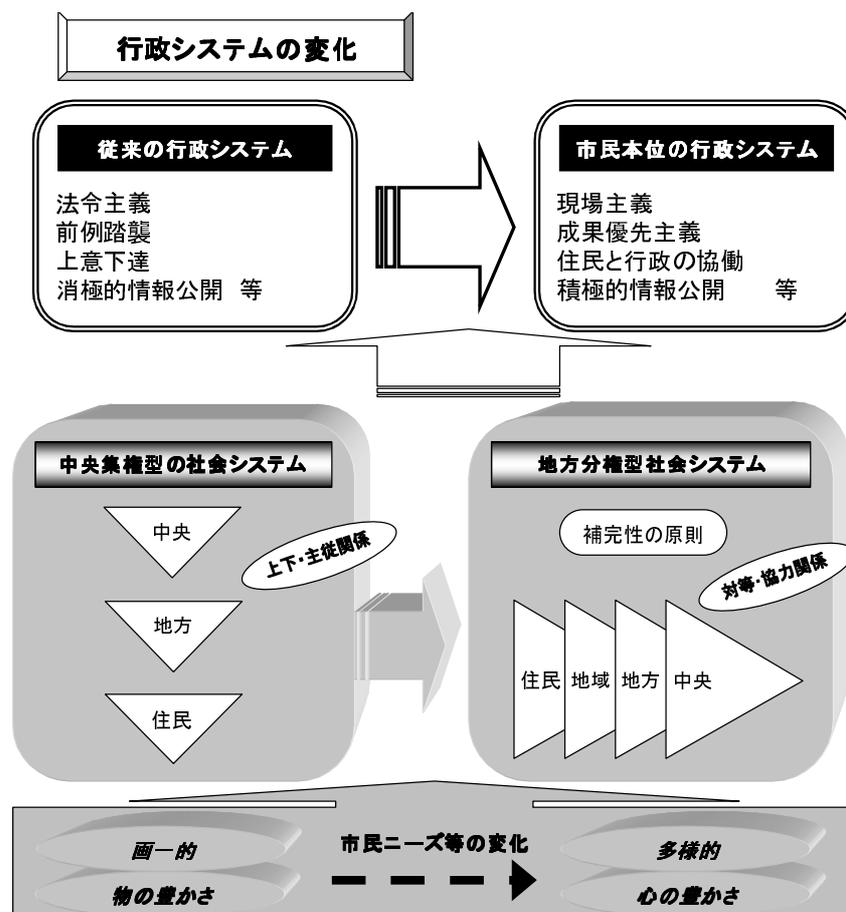
(2) 行政システムの変化

これまでの地方行政は、法律や国の定めた制度に基づき、行政サービスや各種事業を実施してきました。しかし、経済や社会が成長期から成熟化に向かうのにあわせて、国民の価値観等社会環境は大きく変化しています。

国が行う国民生活に関する世論調査結果を見ると、昭和54年以降人々の価値観は多様化し「物の豊かさ」から「心の豊かさや生活の質」を重視する方向に大きく転じています。平成20年の同調査では、「物の豊かさを重視する」が30.2%、「心の豊かさを重視する」が62.6%となっています。

本市においても、福祉や環境、地域づくりなど多くの分野で、市民は行政サービスの単なる受身から、行政への参画、さらには主役になる状況も現出し、市民と行政との新たなパートナーシップが求められています。

このように市民の価値観が多様化し、市民と行政の関係が大きく変化していく中で、市民へ真に必要なサービスを提供するためには、行政システムそのものを構造的に見直す必要があります。



市民の参画と協働による質の高い行政経営を目指して

(3) 地方分権の進展・事務権限移譲

平成12年4月に、中央集権型行政システムの見直しを主な内容とする地方分権一括法が施行され、国と地方は従来の「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に大きく転換し、地方自治体の「自己選択」、「自己決定」、「自己責任」の範囲が大きく広がりました。さらに、平成19年4月に「地方分権改革推進法」が施行されました。この法律において、地方分権の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目指すものであり、地方公共団体は、今後さらに国・県との役割分担を明確にし、自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政を運営することを示しています。

本市においては、これまで「市民に身近な行政サービスは市役所で」という基本スタンスのもと、市民にとって有効な事務は、可能な限り速やかに移譲を受けることとし、広島県分権改革推進計画に基づき、平成17年10月、広島県と本市で構成する「事務移譲具体化協議会」を設置するとともに、「事務移譲具体化プログラム（実施期間5年）」を策定し、これまで計画的に事務の移譲を進めてきました。

広島県が移譲項目とし掲げた189項目のうち、具体化プログラムで移譲対象とした事務が95項目で、そのうち83項目の事務について、平成21年4月までに移譲を受けました。しかしながら、本市は今後、職員の大幅削減をさらに進めなくてはならないという大きな課題を抱える中、広島県においては市町への事務移譲を推進し、出先機関の縮減・廃止を具体的に実現しつつあります。

こうした状況を踏まえ、ますます多様化・高度化する市民ニーズや事務権限移譲に適切に対処していくためにも、今後、さらに簡素で効率的・効果的な行政体制を確立するとともに、職員の能力開発等資質の向上や民間委託等による効率化を図る必要があります。

(4) 行政改革の推進

平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」が総務省から示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取り組みを明示した「集中改革プラン」を公表しました。

新地方行革指針の策定後、平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「行革推進法」という。）」が施行されるとともに、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）」が施行されるなど、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。

また、行革推進法及び公共サービス改革法を踏まえ、平成18年8月に「行政改革の更なる推進のための指針」が総務省から示され、人件費、公共サービス、公会計及び資産・債務管理等の改革についての助言がなされました。

これらのことは、地方公共団体において、一層の行政改革の推進が求められていることを表しています。

第2章 基本目標と3つの理念

基本目標と実施期間

本市を取り巻く環境の変化、これまでの行政改革の取り組み及び国の指針等を踏まえ、第2次行政改革の基本目標を次のとおり定め、実施期間は安芸高田市総合計画（以下「総合計画」という。）の後期期間にあわせ、平成22年度から平成26年度までの5ヵ年とします。

第2次安芸高田市行政改革大綱の基本目標 「市民の参画と協働による質の高い行政経営を目指して」

本市は、「総合計画」を着実に実行し、市民一人ひとりが本当に幸せを感じ、満足できるまちづくりを進め、本市の将来像である「人 輝く・安芸高田」を実現させなくてはなりません。

この「総合計画」をハード・ソフト両面からの「事業戦略」と位置付け、そして行政改革大綱は「総合計画」を着実に実施するための「組織戦略」と位置付け、全職員の共通認識のもと、市民と一丸となって推進する必要があります。

同時に、これらの戦略を担う職員の資質の向上を目指す人材育成基本方針を「人材戦略」と位置付け、相互に連携・補完していきます。

以上の環境整備を図りつつ、本市においては、次の3つの理念を基底にすえ、6つの視点（改革のポイント）に基づいて、行政改革を的確に実行します。

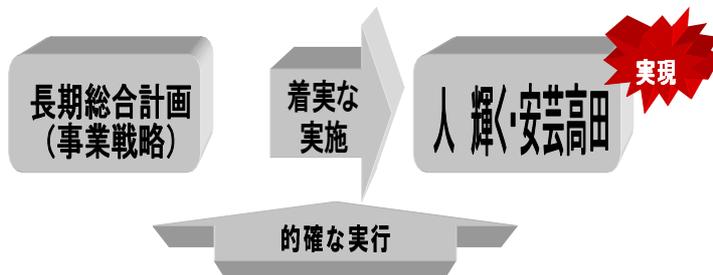
なお、これまでの取り組みについても、社会・経済情勢の変化を踏まえて継続すべきものや、見直しを必要とするものは見直しを行った上で、新たな取り組みも加え、引き続き推進します。

安芸高田市総合計画

総合計画は、「新市建設計画」との整合を図りつつ、安芸高田市の今後の発展方向と施策の展開方向を明らかにしたものであり、本市において、行財政運営を総合的かつ計画的に進めていくための指針。

計画期間は、平成17年度を初年度とする平成26年度までの10年間。

第2次 安芸高田市行政改革体系



行政改革大綱(組織戦略)

市民の参画と協働による質の高い行政経営を目指して

理念

視点

1. 「参画・協働」の推進

1. 情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革

2. 「選択と集中」への転換

2. 事務事業の大幅な見直しと民間活力を活用する改革

3. 「経営基盤」の確立

3. 財政の健全化に徹した改革

4. 施設の適正配置と財産の有効活用を促進する改革

5. 人材育成と行政経営システムを定着させる改革

6. 効率的な組織機構の不断の見直しと定員適正化に対応した改革

これまでの取り組み

厳しい財政環境

行政環境の変化

背景

【理念1】 「参画・協働」の推進

社会情勢が成長期から成熟化へ移行するに伴い、市民の価値観は「物の豊かさ」から「心の豊かさや生活の質」を重視する方向に大きく変化するとともに、市民の市政に対する関心・参画意識が高まっています。もはや従来の行政主導の手法では、市民ニーズに的確に対応していくことは困難であり、また、市民意識や市民感情からも離れていくことになります。

本市は、これまで、住民自治組織を核として「市民と協働のまちづくり」を推進してきました。この取り組みを継承しつつ、今後さらに進展する地方分権社会に対応するためにも、自主性・自立性の高い自治体の構築や地域づくりを進めるとともに多様化する市民ニーズに応えていくための諸施策を実施しなくてはなりません。

そのためにも、今まで以上に市民に対する積極的な情報公開、行政の公正・透明性の向上、説明責任の徹底などにより、信頼性の確保を図るとともに、補完性の原則に基づく市民と行政による「参画・協働」のまちづくりを展開しなくてはなりません。

協働

市民と行政のそれぞれが果たす責任と役割を自覚し、相互に補完し協力すること。また行動をともにすること。

市民と自治体職員とが、心と力を合わせ、助け合って市民の福祉の向上を進める活動体系。

本大綱の中の市民は、ボランティア、NPO、企業等を包括している。

市民

本大綱の中でいう「市民」とは、協働のまちづくりを進める行政のパートナーとして位置づける「市民」・「地域」・「企業」・「団体」等を総称している。

補完性の原則

個人でできる事は個人で行い、できない部分を地域や民間が補完し、地域や民間でできないところを行政が補完するという原則。

「協働」を進める上では、行政の役割と考えられていた領域でも、再確認していく事が必要。

【理念2】 「選択と集中」への転換

急激に変化する社会情勢の中、とりわけ財政事情が極めて厳しい現況にあって、すべての市民ニーズに応えていくことは困難であると言わざるを得ません。

したがって、これからは、市民にとって真に必要なサービスを市民が満足できる姿で提供することを目指さなくてはなりません。

本市は、これまでの取り組みを通じて、前例踏襲を基調としてきた従来の行政スタイルから脱却を図り、「減量型改革」を進め、「行政経営の考え方」の浸透に努めてきました。

引き続きこれらを継承しつつ、市民の参画・協働に基づく「選択と集中」の考え方により、新たな行政課題に対応する新規・拡充施策はもとより、既存の施策にあっても事務事業の厳選や見直しを行い、限られた経営資源を有効に投入します。

あわせて協働のまちづくりを推進していく上から、サービスを行う具体的取り組み手法については、費用対効果等を踏まえ、民間活力の導入や高度情報通信技術の活用を図るなど、最も効率的・効果的な成果をあげることができるよう広くその可能性を検討します。

【理念3】 「経営基盤」の確立

これからの行政は、地方分権の進展や多様化・高度化する行政に対するニーズに対し、市民の立場に立ち創意・工夫しながら、「自己選択」「自己決定」「自己責任」のもと、限られた行政経営資源を有効に投入し、自主的・主体的に諸施策を展開しなくてはなりません。

21世紀の行政は「運営体」から「経営体」へ転換するといわれています。これまでの行政は、法令による統制、前例踏襲の考え方が強く、目標管理や実績と成果による評価を積極的に取り入れていませんでした。また、情報公開が重視されるなかにあって、市民の納めた税金が市民生活の向上にどう使われ、どう役立っているのかなど、行政の説明責任も十分果たしていませんでした。

今日の急激に変化する社会情勢の中で、「市民の参画と協働のまちづくり」や「選択と集中による行政」を展開していくためには、行政経営のあり方を市民と行政職員が共通認識するとともに、これらを実現させる行政経営基盤を速やかに確立する必要があります。あらゆる面から行政活動の効率化に向けた取り組みを強化しなくてはなりません。

また、経営資源である財源や職員などが減少傾向にある中で、市民サービスを向上させ、市民福祉の増進を図るために、職員一人ひとりが明確な目標と熱意をもって自らの仕事の達成と改革に取り組んでいけるシステムを構築し、職員のモチベーションを喚起します。

「運営体」と「経営体」

本市は、市民の価値観の多様化、また、厳しい財政状況等を背景に、本市が目指す将来像に向け市民ニーズに適切に対応する行政サービスを実施するため、真に市民にとって必要な事業、満足を得られる事業を展開していかなくてはならない。そのためには、限られた経営資源（人とお金と物）をより効率的に活用する必要がある。

そこで、顧客重視、効率性重視、成果重視など民間経営の良いところを取り入れ、限られた資源を最大最適に活用する「行政経営」の考え方に立って、着実に行政活動を推進する必要がある。

「行政運営」と「行政経営」についての一般的な見解は、概ね次のとおり。

- ・行政運営 ⇒ 前例踏襲、予算消化
- ・行政経営 ⇒ 市民本位、成果主義、現場主義

モチベーション

人や組織が行動を起こし、何らかの目標に向かうことを促す動機づけ。

第3章 6つの視点(改革のポイント)

【視点1】 情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革

(1) 情報の共有化(透明性の向上)と公正の確保

地方分権の進展にあわせ、地方公共団体の自己決定権がさらに拡大していく中で、地方行政のあらゆる分野で情報が共有され、透明性の向上と公正の確保が一層重要となっています。「市民の参画と協働のまちづくり」を一層推進するために、次の項目に取り組み、市民と行政の信頼性の確保を図ります。

① 積極的な情報公開と説明責任の徹底

協働によるまちづくりを推進していくためのパートナーである市民に対し、わかりやすい行政情報を積極的かつ迅速に公開することにより、行政の説明責任の徹底と情報の共有化を図ります。特に情報については、単に結果のみでなく、事業に取り組むプロセスも含め、成果や課題等をあわせて公開するよう努めます。

② 行政手続の明確化

市民の権利・利益の保護を確立することを目的とした「安芸高田市行政手続条例」の適切な運用に努めます。

③ 監査委員制度充実の検討

監査委員は、識見を有する者および議員のうちから選任することになっています。平成18年の地方自治法の改正により、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員の定数を条例で増加することができることになりました。このことを踏まえ、市民の理解と支持が得られる行政推進を目指し、監査委員制度の運用について検討します。

安芸高田市行政手続条例

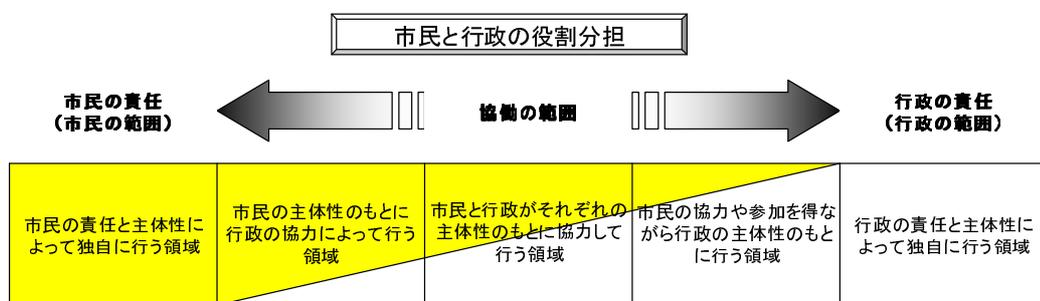
行政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益の保護を確立することをめざして制定された条例。

（2）市民参画・協働の推進

市民の価値観は、「心の豊かさや生活の質」を重視する傾向にあり、また、市民の行政に対する関心・参画意識が益々向上し、NPO（民間非営利組織）も活発化しています。市民の参画と協働による、真に市民本位の行政への質的転換を実現させるため、次の項目に取り組みます。

① 市民と行政の適切な役割分担の明確化

複雑化・多様化する市民のニーズに対し、限りある経営資源を効率的・効果的に投入していくために、市民と行政の相互信頼のもと、お互いの役割分担を明確にした住民自治活動を一層推進します。



② 市民の意見を反映できる場の拡充

市民のニーズを適切かつ有効に行政へ反映させるため、市民の意識や意見を的確に把握する取り組みが必要です。あらゆる機会を捉え、多様できめ細かい広聴・広報活動を行います。

③ 市民の安全性を高める危機管理体制の強化・充実

市民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の最重大責務です。不測の緊急事態発生に備え、市民と行政の協働による危機管理体制を構築し、予防対策及び応急対策に万全を期します。

NPO（民間非営利組織）
 市民が自発的につくったボランティア団体や、市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。
 そのうち、特定非営利活動促進法（NPO法）により、法人に認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

【視点2】 事務事業の大幅な見直しと民間活力を活用する改革**（1）施策・事務事業の選択と集中**

財政状況が益々厳しくなりつつある状況下において、市民にとって真に必要なサービスを提供するために、市民のニーズを的確に把握し「選択と集中」の考え方に立って、施策や事務事業を厳選し、限られた経営資源の有効な投入に努めます。

① 事務事業の重点化、スクラップ・アンド・ビルド

市民満足度の高い公共サービスの提供を図るために、安易に前例を踏襲することなく、スクラップ・アンド・ビルドやサンセットの考え方を念頭に行政評価を活用し、施策・事務事業の「拡充」「継続」「縮小」及び「廃止」について見直しを行い、限られた財源や人員の重点配分に努めます。

② 事務事業コストの削減

業務遂行に費やす時間を含めたコスト意識を堅持し、効率化を図ります。また、市民の申請手続き等の時間短縮を図る上から、様式や手法について簡素化を図ります。とりわけ、複数の部署にまたがって類似または密接に関係している事務事業については、行政評価を活用した整理統合や情報の共有化による事務分担の明確化を図るなど、省力化・効率化を図ります。

スクラップ・アンド・ビルド

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ（廃止・縮減）し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。

サンセット

補助金等の見直しにあたり、太陽（サン）が沈む（セット）ように「期限付」とする手法。予算見直しにあたって、例えば、3年、5年の期限をつけ、その期限がきたら継続中でも、一切取りやめにするという約束を予算査定時に取り決める。

(2) 民間活力の活用

地方分権の進展に伴い、県からの事務・権限が移譲されています。一方で職員は定員適正化計画に基づき削減する必要があります。行政の担うべき役割の重点化を視野に入れ、サービスの向上と経費縮減を図る上から、事務事業の必要性の有無及び実施手法等の見直しを行い、可能な限り民間活力の活用を図ります。なお、その活用にあたっては、地域経済を維持していく上からも、民間活力の対象は可能な限り市内事業者とします。

① 民間委託の推進とサービスの向上

市民サービスの向上やコスト削減に向け、民間委託・民営化を積極的に推進します。

そのために、基本的な推進方針及び民間委託・民営化の判断基準や行政責任を明示したガイドラインを策定するとともに、市民、NPO、ボランティア団体等を新たな行政サービスの担い手として参画できる仕組みづくりなどもあわせて検討します。

② 市場化テストの調査研究

「公共サービス改革法」が制定されたことにより、公務員でなければ取り扱うことができなかった事務事業の一部を民間に委ねる事が可能になったことから先進自治体においてはその取り組みを進めています。

「民間にできることは民間に任せる」という基本的考え方のもと、行政の担うべき役割の重点化を目指すとともに、民間事業者のノウハウを活かした行政サービスの向上と行政コストの削減を図るため、市場化テスト制度の導入を視野に入れ、先進自治体への調査・研究を実施します。

市場化テスト

「民間にできることは民間に任せる」という基本的考え方によるもので、公共サービスの担い手を幅広く官民の競争入札で決めるというもの。つまり、行政サービスのコストや質が適切かどうかを民間事業者との競争入札で比較し、官より優れていれば民間に業務を移管する仕組みである。行政側にとっても、競争を通じて効率化を促す効果が見込める。公共サービスの質の向上及び経費の縮減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で、地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間においてこの制度の積極的活用が求められている。

（3）高度情報通信技術の活用

情報の共有化を図り、「市民の参画と協働のまちづくり」を進めるためには、高度情報通信技術の活用は不可欠であり、最も効率的な手法による技術の活用を図ります。

① 情報通信網の整備

市役所と家庭や地域を結ぶ情報通信手段は、有線放送電話及び防災行政用無線に頼っています。いずれの施設も老朽化が進み、本市の長年の懸案事項となっています。

市民に対して、あらゆる情報を速やかに、かつ確実に提供できる情報通信網の早期整備に努めます。

② 電子自治体の構築

市民の利便性、情報の共有化を向上させることを念頭に、ホームページの掲載内容の充実とあわせて、市民からの届出や各種手続の申請については、インターネットによる申請書式の提供や電子メールによる申請受付の導入など、ITの特性を活かした電子自治体の構築を図り、市民の負担の軽減と迅速にして質の高い市民サービスの提供に努めます。

また、庁内においては、グループウェアをさらに活用することにより、行政活動の効率化・迅速化を図ります。

③ 電算システムの最適化

電子自治体の構築に際しては、IT関連コストの増大は避けることができません。そこで本市では、電算システムの更新にあわせシステムの最適化やアウトソーシングを含めた見直しを行い、ランニングコストを含めたトータルコストの抑制に努めます。

電子自治体

各種届出や証明書の発行、手続きなどの行政サービスや相談・案内などの窓口業務を電子化し、情報通信ネットワークを利用することで、時間や場所にとらわれずに、身近な場所で行政サービスを展開することができる。

また、情報の電子化や情報通信ネットワークの活用により、共通の電子環境下で情報を共有化し効率的で高度な行政運営を可能とする。

グループウェア

企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。

主な機能として、グループ内のメンバー間および外部とのコミュニケーションを円滑化する「電子メール機能」、グループ全体に広報を行なう「電子掲示板機能」、メンバー間でスケジュールを共有する「スケジューラ機能」、アイデアやノウハウなどをデータベース化して共有する「文書共有機能」などがある。

【視点3】 財政の健全化に徹した改革

（1）持続可能な財政基盤の確立

「安芸高田市財政健全化計画」に基づき、将来世代への過大な財政負担を残さない持続可能な財政構造の構築、基金の取り崩しに頼らない財政運営を目指し、特に次の項目に取り組みます。

① 新地方公会計制度の活用

経営的視点により、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の市単独分及び関係団体等を含む連結分を作成し、これを活用することにより、今までの経緯と今後の取り組みも含めた財政状況を市民にわかりやすく公表します。

あわせて、財務書類の作成・活用を通じて、資産・債務に関する情報公開と適正な管理に努めます。

② 市税等の滞納対策の強化と徴収率の向上

将来にわたって安定した自主財源を確保していくため、市税等のさらなる収納率の向上に努めます。とりわけ、滞納対策については、徴収体制の一層の充実・強化を図るとともに、債権や不動産の差し押さえのほか、インターネット公売等により徴収率を一層向上させます。

③ 地域経済の活性化による財政基盤の強化

農産物のブランド化、地産地消等による農業の振興、農業と商業の連携による起業、また戦略的な企業誘致による雇用の創出や、総合的な定住促進施策の展開等により、地域経済の活性化を促進し、ひいては法人市民税や個人市民税等の増加により財政基盤の強化に努めます。

④ 使用料及び手数料の適正化

使用料及び手数料については、受益者負担の公平性の観点から、コスト計算書や近隣自治体の状況を参考に、社会情勢に対応した見直しを行い、その適正化に努めます。

⑤ 新たな財源確保

広告掲載事業や遊休未利用地の売却及び貸付等により、新たな自主財源の確保に努めます。

⑥ 内部管理経費の縮減

これまで抑制を図ってきた人件費や物件費をはじめとした内部管理経費について、さらに日々の業務のあり方等を工夫し節減に努めます。

⑦ 補助金の整理合理化

関係団体等の補助金については、「補助金整理合理化プラン（平成18年6月策定）」に基づき、「存続」「統廃合」「縮小」等の整理を行い、一定の成果を挙げてきたところですが、さらにプランの見直しを含め、整理合理化について検討します。

⑧ 公債費の抑制、起債の繰上償還の推進

公債費の抑制については、引き続き、緊急性・必要性に応じ、事業を厳選することにより、地方債の発行額を極力抑制し、公債費負担の低減を図るとともに、借入れに際しても、交付税算入等のある起債やより低金利の資金の調達に努めます。また、高金利や交付税算入の少ない起債については、可能な限り繰上償還を推進します。

⑨ 行政評価を活用した予算編成とそのあり方についての検討

組織が権限と責任を持って施策を積極的に展開していく環境を整えるため、組織の主体性を発揮させる枠配分予算や戦略的な政策枠予算等、新たな予算編成手法の導入について検討し、行政評価（施策評価、事務事業評価）の効果的活用を図ります。

枠配分予算

厳しい財政状況の中で、枠配分予算（予算編成の権限と責任を事業担当部局に移譲する手法）へ移行する予算編成システム改革が全国的に実施されつつある。

枠配分予算は、事業担当部局が、配分された予算の枠内で市民満足度の向上と行政サービスの質的な充実を目指す予算編成の手法である。

個々の事業に熟知した担当部局で事業を見直し、有効な財源配分を行うことにより、庁内分権、予算編成への積極的な職員参加、市民サービスの向上などを目指す。

特に、削減優先の取り組みではなく、行政評価を活用し事業担当部局の責任において主体性を発揮させることで、総合計画の目的に沿った、メリハリのある予算編成が期待される。

(2) 公益法人等の見直し

公益法人、三セク、公社及び公営企業の経営健全化へ向け、次の項目について取り組みを行います。

① 既存の法人の効率的な存続

既存の法人については、経済環境の変化への対応、本市における財政運営の健全化等の観点から、公益法人制度改革に基づき、統廃合を含め効率化を目指した存続の手法を検討します。

② 法人の経営改善等

本市の外郭団体である法人の経営については、監査機能の充実を図るとともに、事業内容、経営状況、公的支援等について点検評価を行い、引き続き具体的な経営改善計画の策定や組織機構の見直しに取り組むよう指導・監督を強化するとともに、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年総務省）」を踏まえ、次の事項について指導を行います。

- ◆ 役員構成の見直し、役員の報酬、退職金及び在任年齢等に関する規程の整備とその情報開示
- ◆ 職員数及び給与に関する情報開示
- ◆ 補助金、委託金の抑制（義務的経費等止むを得ないものを除く。）

区分	名称	主な業務内容	設立年	資本金 基本財産 (千円)	出資金額及び構成比率				役員	職員	計
					市		その他				
					金額 (千円)	比率 (%)	金額 (千円)	比率 (%)			
1/2以上を出している 公益法人	財団法人 安芸高田市 地域振興 事業団	施設管理受託（運動公園・サッカー公園・社会体育施設・資料館）、まちづくり事業、埋蔵文化財調査発掘事業、特産品開発事業等	平成5年	80,000	80,000	100	0	0	13	3	15
	財団法人 八千代町 開発公社	土師ダム周辺施設の管理受託（ダム湖畔の環境整備・宿泊・浴場施設・スポーツ施設・貸自転車等）	昭和44年	1,000	1,000	100	0	0	13	4	17
1/4以上を出資している法人及び公社	株式会社 神楽門前 湯治村	神楽門前湯治村、道の駅施設管理受託	平成8年	40,000	20,000	50	20,000	50	8	32	40
	株式会社 虹の農場	農畜産物等の加工販売、施設の管理受託	平成8年	10550	5500	52.1	5,050	47.9	5	0	5
	株式会社 こうだ21	甲立駅施設管理受託	平成10年	10,000	3,000	30	7,000	70	5	0	5
	安芸高田 アグリフーズ 株式会社	農畜産物の加工販売	平成17年	30,000	11,300	37.7	18,700	62.3	6	11 (10)	17 (10)
公的法人	地方公社 安芸高田市 土地開発公社	公有地拡大推進法第17条による業務（公共用地、公用地等の取得、管理、処分等）	昭和58年	10,000	10,000	100	0	0	13	5	18

()は、うち契約社員の数

③ 公営企業等の経営改善

公営企業である水道事業については、これまでの検討結果に基づき、水道施設の一部管理委託を可能な部分から実施する等、さらなる経営健全化に努めます。

また、下水道事業など公営企業に準じる特別会計事業についても、公営企業と同様に経営感覚を意識した取り組みを推進します。特に一般会計から特別会計への繰出金については、速やかに一定のルールを設定し、これに基づく取り組みを定着させます。

公営企業

地方公共団体が経営する企業で、一般行政と同じく住民の福祉の増進を目的とするが、その事業に要する経費は税金でなく、受益者負担により賄うこととしている。安芸高田市では、水道事業がこれにあたる。

特別会計事業

「特別会計」は、特定の事業を行うための予算で、保険料や使用料などの特定の収入で賄われている事業。特定の収入のみで対応しきれない場合、一般会計から繰り入れを行うことになる。

安芸高田市の特別会計は、次のとおりであり、一般会計からの繰り出しは、一般会計全体の約1割を占めている。

- ①国民健康保険特別会計
- ②老人保健特別会計
- ③後期高齢者医療特別会計
- ④介護保険特別会計
- ⑤介護サービス特別会計
- ⑥公共下水道事業特別会計
- ⑦特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ⑧農業集落排水事業特別会計
- ⑨浄化槽整備事業特別会計
- ⑩コミュニティ・プラント整備事業特別会計
- ⑪簡易水道事業特別会計
- ⑫飲料水供給事業特別会計

【視点4】 施設の適正配置と財産の有効活用を促進する改革**(1) 施設の適正配置**

施設の適正配置及び公的関与の妥当性等の観点からその見直しを行い、サービスの向上と物件費の縮減を図ります。

① 施設の存続・統合・廃止・民営化等公的関与の見直し

公の施設については、これまで特に集会施設のあり方について検討し、地域集会所の地元譲渡を進めてきました。引き続き、この取り組みを継続するとともに、他の施設についても設置目的の達成状況、必要性、利用可能年数、管理運営状況等を踏まえた上で公的関与の妥当性を総合的に評価し、存続・統合・廃止・民営化など施設のあり方について見直しを行います。

② 幼稚園、保育所及び小学校の統廃合を含めた適正配置計画の策定と実施

少子化の中で利用者が減少する幼稚園と保育所については、「保育所等運営適正化検討委員会」の調査結果を踏まえ、これからの就学前教育や子育て環境のあり方について広く議論を展開し、速やかに「適正配置計画」を策定するとともに着実に実施します。

義務教育面においても、速やかに「学校規模適正化委員会」での議論を深め、本市の現状と将来動向を踏まえつつ、今後の教育活動のあり方を見据えた「学校規模適正化計画」を策定し、教育環境の充実に向け具体的な取り組みを展開します。

(2) 施設の有効活用と財産の売却等

財産の有効活用・合理化の観点から次の項目に取り組み、市民サービスの向上、自主財源の確保及び管理経費の縮減に努めます。

① 既存施設の有効活用と未利用財産の積極的な売却

今後も必要とされる施設については、積極的に利用率の向上と管理運営の効率化を推進するとともに、新たな行政課題に対応するため、既存施設の有効活用を図ります。

また、未利用財産については、売却促進や資産の有効活用等を内容とする「資産債務改革の方向性と具体的な施策」を策定して、売却促進等を図ります。

② 施設の管理運営形態の見直し

施設の管理運営については、本市では、これまでもサービスの向上と運営の効率化を目指して、指定管理者制度の導入を図ってきました。引き続き、その他の施設についても、直営、指定管理者制度、業務委託等、効率的な手法の見直しを含めて検討し、適正化に努めます。

③ 公用車の効率的な活用と総台数の削減

公用車については、効率的な活用と職員数の減少や組織機構の見直しを視野に入れ、総車両台数のさらなる計画的削減を実施します。また、車両の更新に際しては、引き続き、軽自動車の積極的な導入を推進します。

④ 事務機器の効率的な活用と消耗品の抑制

事務機器等についても、組織再編にあわせた効率的な配置や、複数年契約及び機種の一括発注により、引き続き効率化に努めるとともに、あわせて消耗品の一括発注により経費の抑制を図ります。

資産債務改革の方向性と具体的な施策

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年総務省)」の中で、地方公共団体においては、平成21年度末までに財務書類の作成・活用を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進めるとともに、国の資産・債務改革を参考にして「未利用財産の売却促進」や「資産の有効活用等」を内容とする具体的な施策を策定するよう助言している。

【視点5】 人材育成と行政経営システムを定着させる改革

（1）人材育成

変革の時代に対応し、組織全体として効率的・効果的な行政経営システムを確立していくことが重要な課題となっています。そのためには、何よりも組織の担い手である職員一人ひとりの意識改革と能力開発を総合的に推進する必要があります。

これらを踏まえ、人材育成の基本的な方向性と長期的な観点のもとで持続的かつ総合的な推進を目的に策定した「安芸高田市人材育成基本方針（平成19年3月策定）」に基づき、引き続き、職員一人ひとりの意識改革と能力開発に努め、少数精鋭の組織力の向上を図ります。

① 職員研修等の充実

変革の時代、分権の時代にあっては、職員の専門的知識の向上が求められるとともに、職員全体の能力や市民サービスに対する意識のレベルアップが重要です。そのためにも、職員の職責に応じた職員研修など、効果的な研修をさらに充実させます。

② 目標管理制度の定着

組織目標の設定と個人目標の設定を行い、事務事業の成果と効率を重視する職場風土の醸成及び計画的な行政活動の推進に努め、市民サービスの向上を目指す目標管理制度を速やかに制度化し定着を図ります。

また、管理職においては、部下の目標設定にあたり、組織目標との整合性の確保、人材育成の観点から職員の能力のレベルや育成目標を見据えた指導助言を行い、効率的な能力開発を目指します。

③ 人事評価システムの構築

人材育成の観点から民間企業の経営手法を活用し、職務上の実績、能力、姿勢を重視した人事評価システムの構築を目標管理制度の定着とあわせて進めます。

目標管理制度

地方分権の進展、市民ニーズの変化などから、地方自治体は創意工夫し、独自の政策が望まれるようになってきており、これまで以上に主体的かつ自主的な行政運営が必要となる。それには、職員が自ら目標を掲げ進捗状況を管理しながら推進していくという行政手法が求められる。

また、職員個人を対象にした目標管理制度に加えて、年度単位に組織(部、課及び係)の業務目標を設定し結果を確認する仕組みを設けることにより、事務事業の成果と効率を重視する職場風土の醸成及び計画的な行政運営の確保を図り、市民サービスの向上を目指す。

目標による管理を行うことにより、職員の意欲(やる気)を高揚し、もって業務を効果的かつ効率的に行うことを目指す。

同時に、個人業務目標や自己啓発目標の設定、実現を通じて職員の能力の向上を図る。管理監督者にあっては、部下の目標設定にあたり、組織目標との整合性を確保するとともに、人材育成の観点から、各職員の能力レベルや育成目標を見据えた指導・助言により効率的な能力開発が図れるように配慮する必要がある。

人事評価システム

職務を遂行する上での基本要素である業績、能力、態度を正しく評価することにより、職員の能力開発と人材の育成を図り、民主的で合理的な人事管理を行う仕組み。

人事評価は、一般的に「能力評価」と「業績評価」から構成され、「能力評価」は被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価するものであり、また、「業績評価」は被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価するものである。人事評価システムは、この両者相俟って、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握しようとするものである。

（2）行政経営システムの構築

社会情勢の変化や本市の現状を正しく見据え、市民にとって真に必要なサービスを提供するため、トップマネジメントと行政評価を核とする経営システムを構築し、市民志向、成果主義等に留意した事業の推進を図ります。

① 行政評価システムの定着

現在構築しつつある行政評価システムについては、行政経営システムの核として位置付けることを念頭に定着を図ります。事務事業評価及び施策評価により、職員の意識変革、事務事業の改善を図るとともに、「選択と集中」の観点から、事務事業の「拡充」「維持」「縮小」「廃止」について検討し、具体的に予算等へ反映させるなど効果的な活用に努めます。

② トップマネジメントの充実・強化

トップマネジメントは、行政経営システムの核となるものであることから、政策会議及び幹部会議を、施策や事務事業を展開する政策の意思決定と、主要事業の進捗管理を的確に実施する場として位置付け、組織的な情報の共有化と合意形成及び行政経営の強化を図ります。

あわせて、部内経営会議及び課内経営会議を充実させ、組織マネジメントの強化を図ります。

③ 行政経営システムの構築

行政経営は、「市民満足の向上」を図るため、優れた企業の経営理念・手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立って、自らの判断と責任で行政活動を展開するものです。このことを着実に実施するため、トップマネジメントにより策定される戦略的計画と行政評価システムを核に、目標管理システム、予算編成システム、人事管理システム及び人材育成基本方針等が相互に連携した体制の構築を目指します。

【視点6】 効率的な組織機構の不断の見直しと定員適正化に対応した改革**（1）組織機構の合理化・効率化**

地方分権の進展に対応し、新たな行政課題や多様なニーズに即応した施策を実行していくためには、事務の効率化の推進とともに、組織機構の合理化・効率化が必要不可欠であり、次の項目に取り組みます。

① 多様なニーズに柔軟に対応できる組織・機構の整備

組織機構は、地方自治体の自主的な判断・責任による行政サービスの提供が求められる状況の中、本市の総合計画の政策・施策を着実に推進していくためのツールであることを念頭に、常に不断の見直しを行います。

② 職員の適正配置

職員は、社会情勢や行政ニーズの変化、民間委託の推進も踏まえながら、新たな行政課題や主要事務事業を抱える部門へ計画的・重点的に配置を行い、また、勤務の形態によっては、時差勤務制度を有効活用するなど行政需要の変化に見合った柔軟な体制整備を目指します。

(2) 定員管理、給与の適正化等

財政の健全化に留意する上から、次の項目について取り組み、定員管理及び給与の適正化を図ります。

① 定員適正化計画に基づいた確かな定員管理と計画の見直し

本市は、これまでも定員適正化計画に基づき定員抑制に努めてきましたが、今後はさらに、類似団体の職員数等を参考に数値目標を定めた「第2次安芸高田市職員定員適正化計画(平成20年12月策定)」に基づき、民間委託等の推進を図りながら、総定員360人を目標に職員数の適正化に努めます。

また、行財政環境の変化に対応し適時定員適正化計画の見直しを行います。

② 非常勤特別職の適正な任用と任期付職員及び短時間勤務職員の活用

定員の削減、民間委託の推進、施設の適正配置とあわせ、再任用職員、任期付任用職員や短時間勤務職員等の多様な雇用形態による人材活用について検討を行います。とりわけ派遣職員により構成している職場については、平成22年度までに将来へ向けた方向性を明確にします。

③ 給与等の適正化

職員の給与等についても、本市の財政状況を考慮し、これまでも給与体系や諸手当の適正化に取り組んできましたが、今後も財政健全化に留意しながら、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などの現状、さらに人事院勧告を考慮し、給料及び諸手当の適正化を図ります。

また、時間外勤務手当についても、課・係内の応援体制を図り、振替休暇の取得の徹底、目標管理制度に基づく工程管理に徹した事務執行に努めるなど、職員の健康管理に留意しながら時間外勤務手当の縮減を図ります。

さらに、人事評価システムの定着とあわせ、人事評価による昇給、昇格についても検討を行います。

第2次安芸高田市職員定員適正化計画

定員管理の基本的な指針として策定しているもので、数値目標の設定にあたっては、第8次定員モデル試算値や類似団体単純値、また職員一人当たりの住民数等を勘案するとともに、定員管理については、新たな行政課題への対応や社会情勢の動向を把握し、次の4つの項目を着実に進めつつその適正化を図ることとしている。

- ① 効率的・効果的な事務事業の推進
- ② 時代に即応した簡素で活力ある組織・機構の確立
- ③ 民間委託、OA化等事務改革の推進
- ④ 多様な雇用形態の導入

なお、計画期間は、平成21年度から合併特例に伴う交付税の特例加算の最終年である平成30年度としている。

第4章 改革の推進と進行管理

1. 改革の推進

この大綱を具体化させるため、速やかに全庁組織において、それぞれ実施項目の抽出を行い、実施計画を策定します。

実施計画策定後は、「推進本部」と「行政改革推進懇話会」との連携を密にし、全庁的な取り組みを展開します。

なお、項目によっては、必要に応じ前倒しで取り組むこととします。

2. 進行管理等

行政改革大綱に基づく行政改革実施計画を着実に推進するため、推進本部において、実施計画進行管理表により進行管理を行います。

実施計画進行管理表は、「現状と問題点」「改革・改善の具体的内容」「実施目標」を整理した上で、「年度別実施計画内容」を掲げることとします。年度末においてそれぞれの取り組みの「成果」を整理するとともに、次年度以降の計画の見直しを行います。「実施目標」及び「年度別実施計画内容」等については、原則、可能な限り具体的数値により整理することとします。

実施計画の見直しは、毎年度各部長のヒアリングにより行います。とりわけ実施項目のうち、重点項目として位置付けたものについては、副市長のヒアリングを実施し、その結果（評価）を次年度の計画に反映させ、推進本部において確認・決定します。

また、進捗状況等は、「市議会」及び「行政改革推進懇話会」に報告するとともに、市広報及びホームページ等を通じて市民に公表します。

行政を取り巻く情勢の変化等により、行政改革大綱又は実施計画の項目等を追加または変更する必要が生じた際は、その都度推進本部事務局において検討し、推進本部において確認・決定します。

第2次安芸高田市行政改革大綱

平成21年8月 策定

広島県安芸高田市総務企画部行政経営課
〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
TEL 0826(42)5623 FAX 0826(42)4376
<http://www.akitakata.jp/> E-mail. gyoseikeiei@city.akitakata.lg.jp